

会議の名称	平成29年度第1回東村山市情報公開運営審議会				
開催日時	平成29年7月13日(木) 午前10時～午前11時45分				
開催場所	東村山市役所 本庁舎3階庁議室				
出席者及び欠席者	<p>●出席者：  (委員) 佐藤佳弘会長・嶋田節男委員・高橋真理雄委員・古瀬礼子委員・松原きみ子委員・森聡委員  (市事務局) 東村総務部長・清水総務部次長・武藤総務課長・湯浅情報公開係長・須藤情報公開係主事</p> <p>●欠席者：臼井雅子委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由		傍聴者数	0名
会議次第	1 会長挨拶 2 議事 ・情報公開制度の運用状況報告(平成29年1月～5月分) 3 報告 ・「附属機関等の会議の公開に関する指針」の平成28年度運用状況報告				
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公開係 担当者名 湯浅・須藤 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227				
<b>会 議 経 過</b>					
<p>(1) 会長挨拶</p> <p>皆さんおはようございます。本日も情報公開運営審議会に出席いただきましてありがとうございます。今回、午前中の開催となった理由は、今年度の私の勤務先における業務終了時間が19時30分までとなってしまい、夜の開催ですと開催時間がかなり遅れてしまうためです。時間を調整していただきましてありがとうございます。</p> <p>世間では働き方改革について話題となっています。勤務時間中に審議会を開催することで事務局の負担軽減にもなると考えています。本日はよろしく願いいたします。</p> <p>○佐藤会長  会議の成立状況の確認をお願いします。</p> <p>○湯浅情報公開係長  本日は委員7名中6名に出席いただき、過半数を満たしているので会議は成立しています。</p> <p>○佐藤会長  傍聴希望者の確認をお願いします。</p> <p>○須藤情報公開係主事  傍聴希望者はいらっしゃいません。</p>					

## (2) 議事

### ・情報公開制度の運用状況報告（平成29年1月～5月分）

～配布資料「東村山市情報公開制度運用状況（平成29年1月～5月分）」より、当該期間の情報公開請求の状況を事務局から報告する～

#### ○湯浅情報公開係長

「情報公開請求件数」をご覧ください。平成29年1月から5月の累計です。「出された請求書の枚数」である「請求数」は27件で、そのうち、市民や市内事業者からの請求である義務的請求が18件、市外在住者や市外の事業者からの任意的申出が9件です。

請求件数ですが、1枚の請求書で複数の課に請求できるので、所管課別でカウントした請求件数の方が多くなり28件です。決定の内訳は、全部公開が3件（10.7%）、部分公開が21件（75%）、文書不存在により公開できなかったものが4件（14.3%）、取下げは0件です。情報公開請求の件数は20年度の151件をピークに減ってきて、24年度から27年度は50件前後でした。28年度は66件と少し増加しました。

「所管別内訳」では人事課、生活福祉課、高齢介護課が4件と一番多くなりました。人事課と高齢介護課は、ある老人クラブの会計に不適切な処理があり市議会の一般質問で取り上げられたことから、関係書類の請求があったものです。生活福祉課は、生活困窮者の自立支援事業として市民センターに「ほっとシティ東村山」という相談窓口を開設していますが、この事業に関して請求があったものです。

次に事案ごとの情報公開請求の状況をご説明します。全公開のもの、部分公開であっても非公開部分が「法人の代表者印影」だけのものは説明を省略します。なお、運用状況の中で民間の施設や法人、民有地の場所を名指ししての請求については、原則、名称を黒丸で伏せています。これは、運用状況報告は市が公開請求に対して適切な決定を行ったかどうかを報告するためのもので、その報告にどここの施設かを明示する必要性は薄いためだからです。また、特定の施設や法人等に対して公開請求があったという事実を、「何か悪いことをしているから請求が出たのだ」と結びつけて考えてしまう方もいます。この資料は後ほどHPで公表するので、積極的な公表は控えた方が良く考えています。では、説明に入ります。

No.34です。宅地開発を行う際、都市計画法及び市が定める指導要綱に沿って開発を進めていただき、事業主には開発前に市との協議や協定締結をお願いしています。この手続書類の請求です。請求内容のうち「確約書」とは、「市との協議内容や指示を遵守することを確約します」といった内容で、事業主から市へ提出される書類ですが、すべての開発で提出が必要なものではなく、この開発では提出不要で出されていないため、文書不存在となりました。

No.36は、LED電球の街路灯について、導入調査業務委託とリース契約の契約関係書類を公開しました。公開した書類のうち、コの「相手方登録依頼書」とは、契約先事業者の口座情報を市の会計システムの登録するための書類です。事業者の口座情報は、口座名義を除き法人情報で非公開としました。また、サの「執行伺起案書」のうち、契約先担当者の氏名・役職・メールアドレス等は個人情報で非公開としています。

No.37について、請求されている「東村山市長措置請求書」とは、老人クラブへの補助金交付に関して市民から出された住民監査請求の請求書のことです。この監査請求は請求要件を満たしていなかったことから監査には入らず却下となっ

ているため、請求書受付から却下の通知送付までの起案書を部分公開としました。監査請求人の氏名、住所、印影などと老人クラブの会計監査者の氏名と印影、その他の特定の個人が識別できる部分は個人情報で非公開としました。また、監査請求書に付属していた「報告書と金銭出納帳の写し、支出一覧表」については、特定の老人クラブの内部文書であることから法人情報で非公開としました。

No.3 9は、生活保護に関する書類の請求です。生活保護法第78条とは、生活保護の不正受給が判明した際に返金を求める決定を指します。決定するにあたりケース診断会議を開催することになっていて、そのケース診断会議の記録と不正受給に関して市が被害届や告訴状を警察に出したケースがあればその書類、不正受給防止のための市独自マニュアルなどの請求でした。市独自のマニュアル等は作成していないため、請求内容の2、3、4は不存在で公開できないという決定となりました。公開したケース診断会議記録表のうち、不正受給をした本人や親族の氏名・住所・勤務先・生活保護に至る経過や本人の心情を記載した部分等は個人情報で非公開としました。

No.4 1は、学校で児童に英語指導を行う外国人講師の派遣業務委託について、企画提案内容により事業者を選定するプロポーザル審査を行いました。その審査結果や参加業者の企画提案書と契約金額を見たいという請求です。これまで同様、参加業者の総合点は公開しますが、評価項目ごとの点数の詳細な内訳や、1位事業者の企画提案書のうちノウハウに当たる部分と、2位以下の事業者の企画提案書の全部を法人情報で非公開としました。また、1位事業者の企画提案書の中に「参考見積額」が書かれていましたが、これは契約前の参考金額として事業者が提示したものであり、実際の契約は締結前で金額未確定だったため、情報公開条例第6条第5号意思形成過程情報で非公開としました。

No.4 2は、市が交付した補助金の使い道に不適切な点があった老人クラブの問題で、老人クラブの補助金申請や実績報告の書類審査を行う立場であった社会福祉協議会と市職員の処分がされていれば、その書類を見たいという請求です。社会福祉協議会は市とは別組織なので職員の懲戒処分について市への報告義務は無く、文書は提出されていないため文書不存在です。市職員の処分は請求日時点では行われていないため、文書不存在による非公開となりました。

No.4 3は、市長らが被告となった10年以上前の裁判について、訴状や判決文、答弁書、準備書面などを見たいという請求です。以前も同様の請求があり、裁判所でも訴訟記録の閲覧制度があるというお話がでしたが、裁判所では判決書・和解調書以外の記録である答弁書や準備書面などは原則5年で廃棄されてしまいます。原告は市議会議員ですが、この訴訟が議員活動とは言い難いので、原告の氏名・住所・議会での会派名などは個人情報で非公開としました。また、訴訟関係文書は原則永年保存ですが、準備書面等の一部が誤って廃棄したのか存在しておらず、非公開となりました。

No.4 4は、老人クラブにおける補助金の使い道に関して、市職員が当該クラブの会計担当者にヒアリングをした記録の請求です。市職員と老人クラブ連合会事務局を除いたヒアリング出席者の氏名は個人情報で非公開としました。出席者の回答内容と、ヒアリングをした結果、二重計上されている経理についての市の考え方については、まだこの補助金執行の確認調査の途中であり、公開すると今後の調査に協力が得られなくなるなど支障が生じるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報で非公開としました。

No.4 5は、老人クラブから出された収支報告書の請求です。会計担当者と会計監査者の氏名・印影を個人情報で非公開としました。

No.4 8は、市内の都有地を借り受けて老人保健施設を運営する事業者の選定を

した際の書類の請求です。落選した事業者からの請求でした。28年7月時点で事業者が決定し、都のHPで決定した事業者の名称や提案内容の概要、選ばれたポイントが公表されていました。公開した文書のうち、各事業者に現地視察・ヒアリングをした報告と財務関係書類の審査結果報告等については、公開請求をした事業者自身の情報と1位事業者の都HPで公表済みの情報は公開し、それ以外の事業者に関する部分は法人情報で非公開としました。選定委員会の会議録は事業者名をA、Bと表記して社名を明記してはいませんが、事業の特徴や、現地視察や財務書類審査の結果問題と思われる点などを詳細に挙げている部分は、法人が特定されるおそれがあり、特定された場合は法人に不利益を生じさせるおそれがあるため、法人情報で非公開としました。「採点結果表や応募事業者別得点集計表」については、1位事業者と公開請求をした事業者のみ名称を公開、残りは名称を非公開として、各社の合計点と順位を公開しました。ただし、「詳細な評価項目別の得点」については各社とも法人情報で非公開としたほか、公開請求者自身の得点についても非公開としました。自社の点数は法人自身の情報なので公開しても問題ないと思われかもしれませんが、評価項目ごとの市の採点傾向が推測されてしまい、今後同種の選定をする際に公正にできないおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報に該当すると判断しました。また、公務員以外の選定委員氏名は個人情報で非公開としました。

No.1は、市役所でパワーハラスメントがあったとして4月に職員の懲戒処分を行い、HP等で公表しました。この処分に至るまでの書類の請求です。懲戒処分については市の公表基準があり、処分を受けた者の所属部名・役職名・年齢・性別・処分内容、事件の概要を公表します。収賄や横領など社会的影響の大きな事件については、例外的に所属課名や氏名も公表します。このパワハラ処分では、処分を受けた者の氏名は非公表にしています。公開請求に対して、被害者から提出された申立書全部と起案書等に書かれた申立てをした職員、加害者、事情聴取を受けた関係職員などの氏名や役職などを個人情報で非公開としました。また、事情聴取や処分伝達を行った日付又は時間も非公開としました。これは、同じ係など近い職員には、この日のこの時間に行先を言わず席を外していたので、関係者として事情聴取を受けたのではないかなどと推測され、個人が特定されるおそれがあるため、個人情報と判断しました。事情聴取内容や事実関係などの詳細な部分は、公開すると今後同様の事案において関係者が説明を躊躇し、円滑な事情聴取ができなくなるおそれがあるため、情報公開条例第6条第6号行政運営情報に該当し非公開としました。また、公開文書のうちこの書類は、「申立書が出されたので、事実認定をおこなうため審査委員会へ諮問をかけたい」という起案です。この時点では申立書の内容が事実かどうか不明です。委員会で調査した結果、申立書の内容は事実でなく処分の必要無しとなる可能性もあり、処分が行われても、申立書に書かれていたとおりの事件内容や加害者ではない可能性もあります。つまり、「申立書の内容をまとめた記載」は、事実認定後の事件内容と食い違う可能性があり、その場合に、人事担当部署や委員会の調査の公正さに不要な疑念を生じさせ、将来同種の事案が起こった際に当該部署への不当な圧力につながるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報で非公開としました。「事情聴取を行った側の職員の氏名」も、将来同種の事案が起こった際に聴取者への不当な圧力につながるおそれがあるため、第6条第6号行政運営情報で非公開としました。

No.3は、市の消費生活センターに「事業者とトラブルになっているので指導してほしい」と相談があり、相談員がその事業者に「こういう相談が市にありましたが」と電話をかけて事情を聞いた事例がありました。この事業者からの公開請求です。市の相談員が事業者に電話をした時点で、誰からの相談であるかを本人

了解のもとに事業者伝えていたケースになります。しかし、公開請求に対して氏名を公開して良いという同意を相談者から得ているわけではないので、相談者の氏名や住所等と、相談概要や処理結果のうち公開すると相談者の利益を損なうおそれがある部分は個人情報で非公開としました。

No.4は、市の歳出のうち負担金補助金等の名称、目的内容、予算決算額が載った一覧の請求です。名称と金額だけでなく「何に使うために交付しているものか」という目的内容まで入った一覧は作成していないため、文書不存在で非公開となりました。請求者は他市でこういった資料が公開されているのを見て、どの市にもあるものと思い請求したとのことで、無い旨をお伝えすると了解されました。

No.5は、スポーツセンターの指定管理者選定に関する書類の請求です。公開した東京ドームの企画提案書のうちノウハウであると判断した部分、東京ドームグループと取引関係のある法人や団体・個人の名称等は、他社に知られたくない情報であると東京ドームから申出があったので、法人情報で非公開としました。2位以下の事業者の企画提案書と採点結果のうち、2位以下の事業者名と点数の内訳も法人情報で非公開としました。選定委員会については、各委員の評価の集計書類はありましたが会議録は作成していないため、不存在で非公開となりました。

No.6は、生活困窮者の自立支援相談窓口「ほっとシティ」を民間事業者に委託して市民センターに開設していますが、この委託契約書と、国や都から生活困窮者自立支援法関係で届いた文書の請求です。国都からの文書のうち、パソコンのシステムの自治体職員向けサポートデスクの民間事業者担当者氏名を個人情報で非公開としました。システムへログインするための市のユーザーIDとパスワードも、公にすると市以外の者がシステムに侵入し、情報漏えいが起こるおそれがあることから第6条第6号行政運営情報で非公開としました。

No.7は、一般会計予算に関する書類の請求です。節別とは「報酬、交際費、消耗品費、通信運搬費、委託料、扶助費」といった性質による区分のことで、目的別は「議会費、総務費、土木費」といった区分です。28年度までは「目的別・節別歳出調書」という該当書類を誰でも見られる予算書に掲載していました。29年度予算書から掲載していない理由は、予算計上に使うシステムが新しくなりこの様式が出力されなくなったため、予算書に必須の様式ではないと財政課より説明があったのでその旨を請求者にお伝えしました。

No.9は、二つの社会福祉法人について、指導監査を行った際の指導内容が書かれた書類の請求です。社会福祉法人の指導監査は、東村山市内でのみ事業を展開している法人は市が、そうではない場合は東京都が行います。片方の法人は都が指導監査をしていて書類は東京都にあるため、文書不存在となりました。

No.10は、老人クラブでの補助金の使い道に不適切な点があったことに関して市職員の処分があり、その書類の請求です。これは地方公務員法に定める懲戒処分には当たらない軽微な処分だったため、HP等での公表対象にはなりません。処分対象者の氏名・所属・事情聴取日・処分理由の一部などを、個人が特定されるため個人情報で非公開としました。事実認定をする前の申立書の内容をまとめた部分やヒアリング聴取者の氏名を、行政運営情報で非公開としています。また、「当該任意団体への補助金の過交付金額」も請求時点で未確定の情報であり、公にすると当該団体を始め関係当事者間の信頼関係を損なうおそれがあるため、第6条第6号行政運営情報で非公開としました。

No.11は、会計監査の資格を持っている市職員を知りたいという請求で、市では会計監査に関する資格保有を条件とした採用はしていないため、そのような情報は持っておらず文書不存在で非公開となりました。

公開請求に対する決定に不服があるとして、審査請求を出された案件はありま

せんでした。以上です。

○佐藤会長

ご意見やご質問があればお願いします。

○嶋田委員

No.34の「確約書」はどのような書類か、提出が必要となる基準を教えてください。次にNo.3で、消費生活センターは市役所内にあつて担当者は市職員でしょうか。また、請求者はどのような理由から請求されたのでしょうか。

○湯浅情報公関係長

「確約書」は、宅地開発等をする際に敷地内の道路はこの幅とする、防火水槽の設置を義務付ける等の建築に関する協議を市と事業者が事前に行うのですが、その協議内容を遵守することを確約しますという内容で事業者から市に提出される書類です。これは必ず提出を求めるものではなく、この開発案件では提出不要と所管課から聞いていますが、提出基準は確認しておりません。

○東村総務部長

宅地造成等土地の開発や一定規模以上の建物を建設するとき、事業者は都市計画法や建築基準法に基づき、市に必要な書類を提出します。都市計画法や建築基準法、条例、開発指導要綱等に規定のある書類は必ず提出していただき、市は提出された書類で開発や建築に関する内容の確認ができます。

請求者が「確約書」を請求されたのは、「行政が指導したりお願いしたことについて、ちゃんとやりますということをや業者と取り交わした書類はあるのですか。」ということをお知りになりたかったのではと思います。開発や建築で特別な事情を有したり将来にわたる申し送りを要するときには、覚書や念書、協定書といったあくまでも任意の書類を作って協議の結果を残しておくこともあります。

○嶋田委員

「確認書」が提出されなくてよい理由を、「こういう提出基準に該当していないため提出不要」のように具体的に備考欄に記載した方が良いと思います。

○湯浅情報公関係長

都市計画課に確認して備考欄に説明を追記します。また、No.3の消費生活センターは市役所の市民相談・交流課内にあり、相談員は市の職員です。請求理由は、詳しくお話してしまうと請求者が特定される可能性があるため、説明を控えさせていただきます。

○嶋田委員

消費生活センターの相談記録の情報公開請求はこれまで見たことがありませんね。相談内容は企業と顧客とのトラブル関係が多いと思いますが、市民から相談があったとき、市は事業者に行政指導をするのでしょうか。国は行うと思いますが、国と市における消費生活センターの役割分担と権限を理解していないので、このような質問をしています。また、市から国や都の消費生活センターに相談案件を共有する仕組みはありますか。

○湯浅情報公関係長

「私が消費生活センターに相談した記録を開示してほしい。」という個人情報の開示請求はこれまで数件ありましたが、本件のように事業者から「我々が消費生活センターからの電話に対して答えた内容の記録」の開示請求が出たのは初めてです。各自治体の消費生活センターでは共通の相談記録システムを使用しており、相談内容を共有できる体制になっています。同じ事業者に対する相談や苦情が多かったりすると、国から当該事業者に行政指導をしています。このケースは、同じ事業者に対して複数市民から相談がきているのではなく、特定の市民と事業者

間のトラブルでした。

○清水総務部次長

市に許可権限等があるもの以外は、市から事業者に行政指導はできません。法令等に基づき国や都が行政指導を行います。

○嶋田委員

消費生活センターへの相談内容の記録は、当事者間での裁判資料にもなり得ます。行政における消費生活センターの役割分担が一般にわからないので、備考欄に説明を補足すると良いのではと思います。

○湯浅情報公関係長

もう少し請求の背景がわかるように補足した上で、行政における消費生活センターの役割についての文言を追記するか検討します。

○森委員

No.49の請求内容に「やまて企業組合」の事業所名が書かれていますが、黒丸表記にしなくていいのでしょうか。先程、特定の事業所名は黒丸表記とするとの説明がありましたが、ここだけ表記されています。公表する基準を明確化しないと不具合が生じます。

No.7に「財務会計システム改修に伴い」とあるのを見て思ったのですが、国が統一的基準で地方公会計の整備を進めることを推進しているので、それに合わせて東村山市も公会計システムの全面改修をされていると思います。今後例えば、総勘定元帳を公開してほしいと情報公開請求があった場合、当該文書は公開できるのかどうか。新財務会計システムになって新たに作成・保有することになる情報に公開請求があった場合の公開できる範囲について、事前に関係所管とよく協議しておくようお願いします。

No.3の消費生活センターの相談記録は、公開した相談内容が裁判資料として使用されることも考えられます。公開した内容により、市がどちらか一方に肩入れしていると思われても良くないと思います。どこまで公開とするか担当所管と事前に十分な協議が必要なケースだなと思いました。備考欄に補足説明を追記した方が良いという話がありましたが、これ以上追記すると説明がわからなくなるので、このままで良いと思います。

○湯浅情報公関係長

「やまて企業組合」は、「ほっとシティ東村山」の運営を市が委託契約している事業者です。市が何らかの契約を結んでいる事業者の名称については、市政の透明性の観点から公表が必要な情報のため、今後も黒丸とせず運用状況に名称を記載します。契約相手以外の法人・団体や特定の地番等を名指しして情報公開請求があった場合は、運用状況資料では名称等を黒丸にと考えています。

新財務会計システムで新たに保有する情報について情報公開請求があった場合の公開できる範囲については、担当所管と協議して精査したいと思います。

No.3の消費生活センターへの相談記録については、相談者の個人情報の保護を含め、公開請求があった際は担当課と十分協議する必要があると考えています。

○東村総務部長

先程ご指摘のあった新公会計制度への移行に伴う情報公開請求の対応については、公開・非公開部分の精査をしていきます。

No.7の請求について、これまでのシステムでは節別や性質別の情報を集計するため、システムに当市独自のカスタマイズを加えていました。新システムはカスタマイズせずパッケージシステムをそのまま使用しているため、請求のあった様式は出力できなくなりました。カスタマイズしない理由は、一般会計歳出節別集計表及び性質別分類表を作成しなくとも、他の資料で必要な情報を提供できるか

らです。市民の方にも、財政白書や予算概要等の公表のほか毎年市報に予算・決算情報を載せて情報提供しています。

○森委員

法的に調査権限のある人以外には、総勘定元帳等の生データは非公開とした方が良いと考えます。

○東村総務部長

慎重に検討していきます。

○嶋田委員

No.7の記載内容を一読して、読んだ人は理解できるのかという印象を持ちました。以前はシステムをカスタマイズしてたので目的別・節別歳出調書が出力されていること、今はパッケージシステムを使用していること、財政白書や市報等から情報を知ることできることを今の説明で初めて知りました。備考欄へその旨を追記することを検討していただきたいです。

○東村総務部長

システムのカスタマイズについて備考欄に記載することは、情報公開制度とは別の話になってしまいます。担当所管に確認は必要ですが、「別の資料で情報提供はできる。」といった記載は可能と思います。

○嶋田委員

「システムを変更したので今後は情報はありません。」というだけでほかの情報入手手段は何もないように読めてしまい、冷淡な書き方に感じます。財政白書や市報等で情報を載せていると補足するか検討が必要です。

○湯浅情報公開係長

「目的別・節別歳出調書の類似情報は、財政白書等や市報等で公表している。」と追記するか検討します。

○佐藤会長

No.5について、選定委員会では委員の評価を基に指定管理候補者を決定していると思いますが、その根拠となる議事録が無いのは不思議です。せめて選定委員会の日時と委員氏名を記載した資料を作成していれば、会を開催した根拠になったと思います。

○湯浅情報公開係長

指定管理候補者選定委員会の会議録は会議の公開・非公開に係わらず作成することになっていますが、この23年度の選定時の会議録は作成されていませんでした。(事務局後日補足：選定委員会は2回開催されており、この日に開催する旨の起案書と、開催して1次・2次審査をした結果を参加事業者に通知する旨の起案書は作成されています。)

○高橋委員

No.4に「市の負担金、補助金及び交付金の名称、金額及び目的内容並びに各年度の予算及び決算を記載した一覧表は作成していないため、文書不存在」とありますが、以前から作成されていないのでしょうか。それとも現在は作成していないが、別の資料から同様の情報を得ることができるのでしょうか。

○湯浅情報公開係長

財政課に確認したところ、負担金、補助金、交付金の各名称や金額は財務会計システム内にデータとして持っています。ただ、何の目的で支払っているかの説明まで入れた一覧表は業務上使うことがないため、以前から作成していないそうです。情報公開請求は、請求があったときに市が現に保管している公文書が対象になるので、請求に応えるために新たに資料を作成することまではいたしません。(事務局後日補足：負担金補助金等の総額及び歳出全体に占める割合は、財政白



書や市ホームページ、市報でお知らせしています。)

○嶋田委員

情報公開制度の観点からはこの運用状況の書き方で良いですが、市の経営の透明性の観点からは、財政白書や市報等の別の資料から情報を得ることができると、行政は様々な資料を積極的に公表していることを補足するとよいと思います。

○湯浅情報公関係長

財政関係の情報を全く公表していない訳ではなく、ホームページや財政白書等で公表できる情報は出している。ただし、請求のあった項目を全て一覧で記載している公文書はない。このため不存在で非公開になったということがよりわかるよう備考欄に書いた方がよいということでしょうか。

○嶋田委員

その通りです。

○東村総務部長

「市の負担金・補助金・交付金の名称や金額及び目的・内容等を記載した一覧表があればさらに市の経営の透明性が向上するので、資料の作成や公表をしてはどうか」というご意見を審議会から市長への答申やご提言として出していただいた場合には、経営会議等で協議することはできるかなと思います。

○松原委員

以前も本件と類似した一覧表を求める請求があって、欲しい情報が一つにまとまった資料が無く、担当所管が別々に作成している資料をそれぞれ公開したと記憶しています。情報がまとまっていた方が見やすいですし、市は毎年資料を作成しておけば、情報公開請求があったときに簡単に対応できます。様々な情報公開請求があるかと思いますが、本件に関わらず、市民向けにわかりやすく情報を1つまとめられると良いと思います。

○佐藤会長

運用状況の記載について、市民目線からすると誤解が生じたり補足が必要な表現があるといったご意見がありましたので、事務局は参考にしていただければと思います。

(3) 報告

・「附属機関等の会議の公開に関する指針」の平成28年度運用状況報告

○須藤情報公関係主事

資料「会議の公開指針のHPでの実施状況(平成28年度)」は、昨年度の附属機関等の会議が、会議の公開指針通りにホームページで情報を公表していたかどうかを表にまとめたものです。指針実施度欄が「○」となっているのが会議の公開指針通りに公表できている会議で、「△」が会議録作成が遅れている会議です。

「指針実施度」の表で、評価が「○」の会議録・会議資料・委員名簿の3点すべてホームページで公表している会議が28年度は54会議です。ただし、評価が「△」となっている会議が二つあります。一つが高齢介護課の「地域包括ケア推進協議会」で、3回会議を開催して、29年3月に開催した最後の1回分の会議録がまだ作成中です。もう一つが健康増進課の「市民ステーションサンパルネ市民運営会議」です。29年2月に開催した会議ですが、まだ会議録はできていません。それぞれ担当者に確認したところ、「現在作成中ですが、早急に完成させてホームページで公表します。」とのことでした。

「会議録の形式」の表で、「委員や事務局の発言内容がほぼ記録され、やりとりが具体的にわかる会議録」が35件、「要点筆記の会議録」が6件で、合計数は2

7年度とほぼ変わりません。「個人情報扱う等の理由により会議録が非公開の会議」が9件、「年度中に会議を開催したが、会議録作成が遅れて完成していない会議」が2件、「事案が出たら開催する会議のため、今年度は会議未開催の会議」が3件、「会議自体は28年度中に設置したが、28年度は準備段階で一度も開催していない会議」が0件という結果でした。

○佐藤会長

会議録の形式で、発言内容がほぼ記録された会議録が35件もあるので、作成は大変だと思います。会議録は何を議論して何が決まったのかを書くことが大事なので、働き方改革の1つとして会議録の作成形式について検討していただければと思います。

(4) その他

- ・「情報公開制度の手引・第3版」と情報公開制度等の平成28年度運用状況報告書を配付。7月1日号市報に、運用状況の概要と情報コーナーで市政資料を案内している旨の記事を掲載した旨を報告

○佐藤会長

個人情報保護法が改正されたので、改正部分に目を配る必要があります。「情報公開制度の手引」に改正部分を盛り込むか検討された方が良いと思います。

○湯浅情報公開係長

法改正に伴い、個人情報保護条例に個人識別符号等の定義を追加する条例改正をいくつかの自治体で行っています。東京都はまだ改正していませんが、都や他市の動向を踏まえて、当市でも今年度末ごろに個人情報保護条例を改正する可能性があります。情報公開条例、手引についても併せた改正が必要か検討していきます。

・情報公開運営審議会の会議録の記載方法

○湯浅情報公開係長

前回の会議録から、総務課以外の課が所管する事業について事務局から報告したときの会議録の記載は、「添付資料のとおり報告した」とし、質疑は記載しないという方法にさせていただきました。また、審議中に他所管の業務に関するご質問を受けることがありますので、他所管とすりあわせが出来ていない場合は「所管とすり合わせが出来ていない回答ですので、会議録には載せません。」と断ってから発言すること、傍聴者がいた場合はこれから発言する内容の会議録記載方法を説明してから報告すること、というルールで運用していきたいと考えています。

この件について、「他の部署の所管事項で、もともとはこの審議会のテーマでなければ、審議に取り上げなくていいのでは。」とのご意見もいただいています。この審議会の条例上の目的は、情報公開条例の円滑な運営を推進すること、市長から諮問した際に、それに応じて公文書の公開等の重要事項を審議して答申をすること、必要があれば市長に意見を述べることです。これまで報告してきたホームページのアクセスランキング等は当審議会のテーマではありませんが、市政情報を市民に提供する施策の1つという意味では、情報公開条例と近い施策ですので、委員の皆様からご希望があれば報告していたという経過があります。今後の報告のあり方について皆様のお考えをお聞かせください。

○佐藤会長

事務局の負担になるのであれば報告は不要ですが、情報公開施策に関することはできれば報告していただきと思います。

○森委員

たとえば「市が発信している情報は今月は何件あります。」と言われても、我々はそれが良いことなのか判断の仕様がありません。対外的な施策を行うマーケティングの部署があれば、そこで議論された方が良いでしょう。報告されてもどのようなコメントをしていいかわかりません。

○湯浅情報公関係長

これまでは審議事項ではなく情報提供という形で市の現況を報告していました。

○高橋委員

単年度の件数を報告されてもこの数字は何の意味があるのかと疑問に思いますが、たとえば、昨年度は80件で一昨年は10件と件数の推移がわかる資料であればこんなに件数が増加したのだとわかりますので、それは意味のある報告だと思います。そういった詳しい情報を提供していただければ、報告の意味は自分なりに考えますので、必ずしも報告が不要とはならないと思います。

○東村部長

我々が皆さんに情報を提供するときは、報告内容の趣旨や目的をきちんと添えて説明する必要があります。ただ件数だけを提供し、何が言いたいかわからない報告にならないよう十分に留意して参ります。

当審議会は、情報公開制度という大きな柱をテーマに皆様に審議いただいております。情報公開制度の柱に近い枝葉の部分については情報提供していきたいと考えておりますが、情報公開から離れた多岐に渡るテーマを報告することは、担当所管が混乱してしまうことも事実です。

○森委員

情報公開運営審議会の委員として情報公開に係る事項に高い関心を持っていますが、ツイッターのフォロワー数を増やす方法等は担当所管で検討すればいいと思います。

○佐藤会長

当審議会は情報公開制度の運営が本筋ですので、そこから離れる内容を報告するかは事務局で判断していただければと思います。委員の皆様においても、事務局の報告が当審議会の趣旨から離れた内容であればご指摘ください。

会議録については、事務局が他所管とすり合わせしていない中で当日した説明は間違えている場合もあるかと思っておりますので、作成時は確認して修正していただければと思います。他にご意見が無いようなので終了とします。

以上